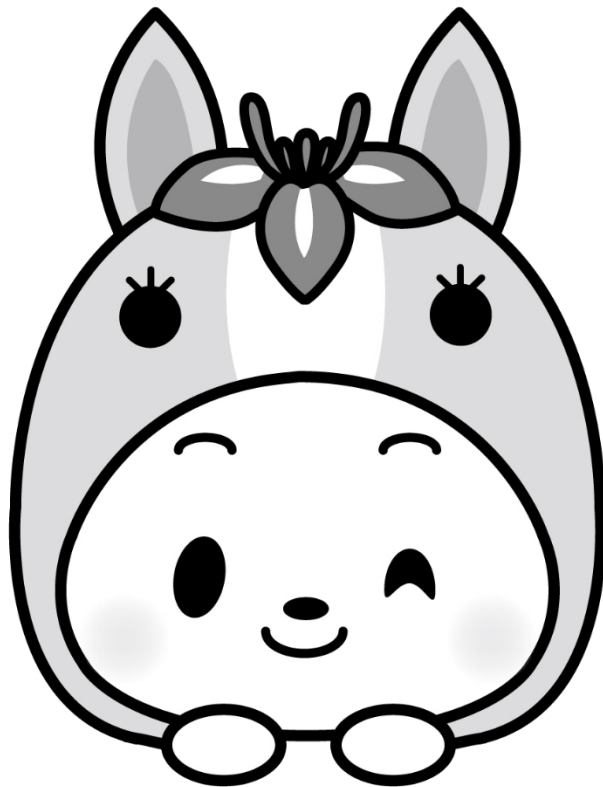


平成31年度

# 保育所入所案内



知立市マスコットキャラクター  
ちりゅっぴ

知 立 市

入所案内は必ずお読みになり、内容について同意の上お申込みください。  
また、入所要件や入所期間中の注意事項等も記載されていますので入所後も保管しておいてください。

※申し込みをすれば必ず保育園に入れるわけではありません。0～2歳児は特に難しい状況です。



## 子ども・子育て支援新制度について



### 【子ども・子育て支援新制度とは】

平成27年4月からスタートしたこの制度は、核家族化の進展や、共働き家庭の増加など、子育てをめぐる環境の変化を踏まえ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができ、子どものより良い育ちを実現することを目指しながら、社会全体による費用負担を行い「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進しています。

### 【新制度になって変わったこと】

#### I 支給認定手続きが新たに導入されました

保育を受けることを希望されるすべての保護者の申請に基づいて、知立市が保育の必要性の有無や必要量を認定（支給認定）いたします。

保育所を利用する場合は、保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

※ただし、私的契約児での入所を希望する場合は支給認定を受ける必要はありません。

支給認定は就労状況や児童の年齢などに応じて3つの認定区分に分けられます。

対象児童	認定区分		利用可能な施設種別
3歳以上	1号認定 (教育標準時間認定)	教育標準時間	認定子ども園、幼稚園
	2号認定 (保育認定)	保育標準時間	認定子ども園、保育所
保育短時間			
3歳未満	3号認定 (保育認定)	保育標準時間	認定子ども園、保育所、 地域型保育事業
		保育短時間	

保育所などでの保育を希望される場合の保育認定（2号認定、3号認定）に当たっては、以下の①～③の3点が考慮されます。

①「保育の必要な事由」…保育所での保育を希望する場合は保護者（お子さんを養育している方を指し、基本的には父母）のいずれもが下記に該当することが必要です。（※私的契約児は除く）

- 月に60時間以上の就労（目安：1ヵ月に15日以上、1日に4時間以上の就労）
- 妊娠、出産 ■保護者の疾病、障がい
- 同居又は長期入院している親族の常時介護・看護
- 災害復旧 ■求職活動（起業準備を含む）を継続して行う場合
- 月に60時間以上の就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）  
（目安：1ヵ月に15日以上、1日に4時間以上の就学）
- 虐待・DVのおそれがある場合 ■育児休業中（3歳以上児）
- 上記以外に市長が認める事由に該当する場合

同居の親族の方が子どもを保育できる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

- ②「保育の必要量」…2号認定又は3号認定を受ける方は、保護者の就労時間および通勤時間等によってさらに「保育標準時間」又は「保育短時間」に区分され、利用できる時間や保育料等が異なります。

**保育標準時間認定**…フルタイム就労を想定

- 目安として、月120時間以上の就労等
- 保育の最長利用可能時間は午前7時30分～午後6時30分の11時間  
(この時間を越える保育を希望する場合は、延長保育料が徴収されます)

**保育短時間認定**…パートタイム就労を想定

- 目安として、月120時間未満の就労等
- 保育の最長利用可能時間は午前8時～午後4時までの8時間  
(この時間を越える保育を希望する場合は、延長保育料が徴収されます)

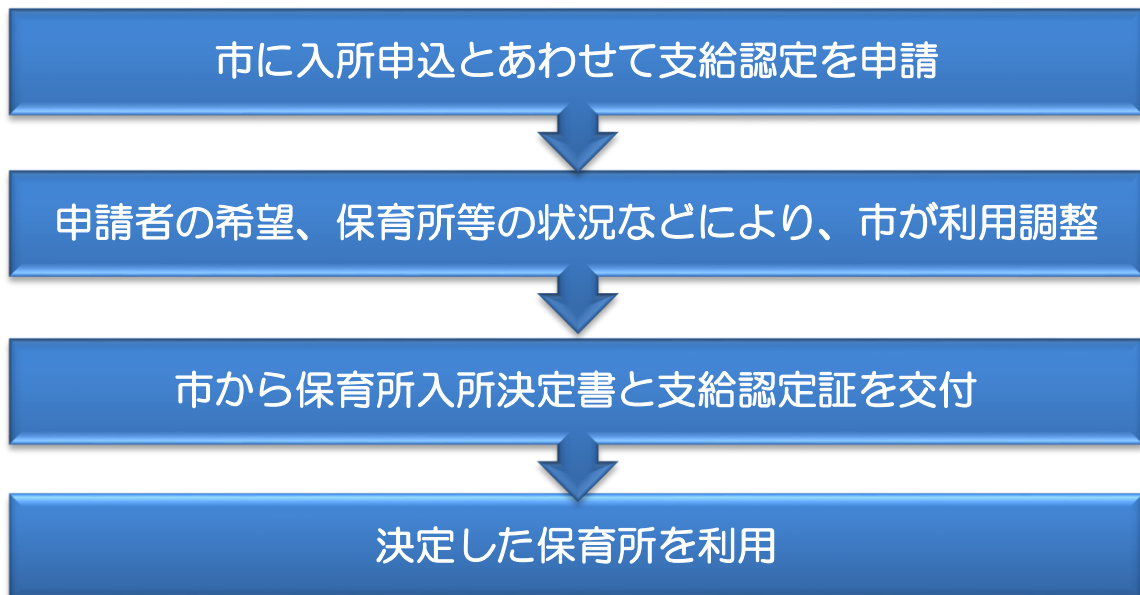


※「保育標準時間認定」を受けられる場合でも、祖父母が送迎できる等で、「保育短時間認定」を希望する場合は、「保育短時間認定」といたしますので、ご相談ください。

- ③「優先利用」…ひとり親、生活保護世帯などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

## Ⅱ利用の流れ

**保育所をこれから利用する場合**…入所申込とあわせて支給認定の申請が必要になります。



※支給認定証の有効期間は、原則として、3歳以上児は卒園まで、3歳未満児は3歳の誕生日の前々日まで（いずれも期限付入所を除く）ですので、大切に保管してください。

※入所児童の中で、入所中に満3歳になる児童については、3号認定から2号認定への切替を行います。この切替についての手続きは不要です。また、この切替によって保育料が変わることはありません。

※市外へ転出される場合や、要件を満たさなくなったときは、認定証をご返却ください。

# 平成31年度保育所入所申し込みについて

平成31年度（31年4月）から入所を希望される方は、指定の日時まで、正しく申し込み手続きをされるようお願いいたします。

## ◎保育所に入所できる人（入所要件）

保育所に入所できる児童は、その家庭に次のいずれかの事情がある場合です。

※就労内容等の要件をひとつきでも満たしていない場合は年度途中でも退園になります。

保育できない事由	認定区分	備考
月に60時間以上の就労 (目安：1ヶ月に15日以上、1日4時間以上)	就労時間による	就労に見合う収入があること (無い場合は事由として認めない)
妊娠中であるか出産後間がない	保育標準時間	
保護者の疾病、障がい	申請内容による	
同居または長期入院している親族の常時介護・看護	申請内容による	
災害復旧	保育標準時間	
求職活動（起業準備を含む）を継続して行っている	保育短時間	2ヶ月以内の期限付き入所
月に60時間以上の就学 (職業訓練校における職業訓練を含む)	就学時間による	
虐待やDVのおそれがあると認められる場合	保育標準時間	
育児休業（3歳児以上）	保育短時間	法律に基づく育児休業であること
その他	申請内容による	

## ◎入園対象年齢

生年月日	年齢
平成25年(2013)4月2日～平成26年(2014)4月1日	5歳
平成26年(2014)4月2日～平成27年(2015)4月1日	4歳
平成27年(2015)4月2日～平成28年(2016)4月1日	3歳
平成28年(2016)4月2日～平成29年(2017)4月1日	2歳
平成29年(2017)4月2日～平成30年(2018)4月1日	1歳
平成30年(2018)4月2日～平成31年(2019)4月1日	0歳

※0歳児の入園については保育所等によって受入年齢が異なります。

◎ 私的契約児（家庭で保育できる児童）の受け入れについて

平成31年度、私的契約児の実施をしない園は次のとおりです。

【来迎寺、知立南、新林、宝、高根、八橋】

上記の園を除き、定員に余裕がある保育所で3歳から5歳までの児童は受け入れをする場合がありますが、受け入れは単年度についてのものであり、翌年度以降の入所を保障するものではありません。家庭で保育ができない児童の受付状況を見たとうて、12月12日、13日に受付を行います。そのため、私的契約児の受け入れ園は直前にならないと決定しませんので、ご了承ください。第1回目（11月14日締切）の受付は、家庭で保育ができない児童の受付のため、受付できませんのでご注意ください。

◎ 入所申込書の受付（※1度の申請で第15希望の園まで記入して提出するので希望園全てに書類を出す必要はありません。）

- 1 入所の申し込みにあたっては、申込書、支給認定申請書のほかにいくつかの添付書類、証明書等が必要になります。申込書等に不備がある、必要な書類が不足しているときは、申込を受理できませんので、11ページ以降をよく確認のうえ、正しく手続きを行ってください。
- 2 申し込みの受付は下記の日程で行いますが、当日は面接を兼ねていますので、必ずお子さんを同伴してください。

◎ 第1回受付日程（家庭内で保育ができない児童のみ）

昨年度の申込み件数から、下記の通り第1希望園に依りて提出日の目安を設定しました。

目安の日程以外でも申込みはできますが、件数に偏りがある場合は待ち時間が大幅に増えてしまう可能性がございますので、ご協力ください。

月 日	曜日	午前9時～11時	午後2時～午後4時30分	受付場所
11月 7日	水	※ 高根保育園 八橋保育園	上重原保育園 ☆知立なかよし保育園 徳風保育園 さくらんぼ保育園	給食センター 会議室 (知立市ハツ 田町川畔12 3-1)
11月 8日	木	宝保育園 上重原西保育園 華の子保育ランド	知立保育園 知立南保育園	
11月 9日	金	○逢妻保育園 □猿渡保育園	来迎寺保育園 新林保育園	

月 日	曜日	午前9時～11時	午後2時～午後4時30分	受付場所
11月13日 11月14日	火 水	給食センターで申込みできなかった人	給食センターで申込みできなかった人	市役所3階 第2・3会議室

○印の保育所は、乳児保育は行っていません。

☆印の保育所は、障がい児保育は行っていません。

□印の保育所は、異年齢合同保育を行います。

#### ◎ 私的契約児申込受付日程

月 日	曜日	受付場所	受付対象者	受付時間
12月12日 13日	水 木	市役所3階 第1会議室	私的契約児として入所を希望されている方	午前9時～午前11時 午後2時～午後4時30分

#### ◎ 平成31年度中育児休業終了後の保育所入所希望者申込受付日程

月 日	受付場所	受付対象者
11月 5日(月)～14日(水)	市役所2階 子ども課 窓口	受付時に本人が育児休業法に基づく育児休業を取得中、もしくは産後休暇中や妊娠中で育児休業を取得予定であり、平成31年度中に育児休業を終了する予定の保護者

※申請書は10月17日(水)から子ども課窓口のみで配布

◎ 保育所の定員や、保育ができない理由等により入所できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

申し込み人数が保育所の募集定員を上回る場合、希望保育所に入所できないこともあります。入所の選考方法については、仕事の日数、仕事の時間などを基に優先度の高い方から希望の保育所に決定します。なお、選考の基礎となる拳証書類については、定めた期限内に提出されたものを使用します。

第1回申込み締切は11月14日です。原則としてこの日までに申込手続きをした方から入所の選考をします。

※ただし、求職中の事由で申込みされた方に関しては、第1回申し込み締め切り後、12月中に申請された、より優先度の高い事由での申込者を優先する場合があります。また、求職中の事由で申込みされた方の中で、申込み後に就労が決まり、就労証明書を12月中に提出された場合、就労の事由にて選考いたします。

なお、手続き後でも申請内容に変更があった場合は必ず子ども課にご連絡ください。変更の内容によっては、書類の提出が必要な場合があります。

※変更内容を申請していなかった場合、虚偽の申請として申込みを取り消します。

◎ 希望園について（昨年度までの調整方法と異なりますので必ずお読みください。）  
 幼児であれば第13希望まで、乳児であれば第14希望まで申請することが出来ます。各園の保育年齢及び保育時間は裏表紙をご確認ください。（知立なかよし保育園は、平成31年度の年少児の新規募集は行いません。）

希望を出している園まで利用調整を行いますので、自宅の位置や勤務先の住所、園の保育時間を考慮してご希望ください。通所が不可能な園は希望しないでください。

（例）第1希望 徳風保育園 第2希望 知立保育園 … 第5希望 宝保育園  
 →入所可能な場合は希望が高い園に決定する。5園しか希望していないので、万が一、5園とも空きがなく決定できなかった場合は、調整を終了し空き待ちとなる。

◎ きょうだい希望について

2人以上の申込みをし、そのうちの1人でも第1希望に入れなかった際の希望を伺います。

2人以上で申込みをする方は、必ず「保育所入所申込書兼保育児童台帳」の「希望園」欄の「きょうだい希望」に下記の番号を記入してください。

1. 希望の高い園で同じ園を希望する。（きょうだい同じ施設で決定）
2. 各児の希望の高い園を希望する。（きょうだい別々の施設で決定）
3. 希望しない

◎ 入所の承諾の決定

2月中に入園の決定をお知らせする入所承諾書と支給認定書を送付する予定です。申請書類や面接で虚偽の内容があった場合は、入所の承諾及び支給認定を取り消しますのでご注意ください。

◎ 入所予定者向け入所説明会の日程（予定）

園名	日程	園名	日程
知立	2/25<月> AM	宝	3/1<金> AM
来迎寺	2/27<水> AM	上重原西	2/26<火> AM
上重原	2/28<木> AM	なかよし	3/9<土> AM
南	2/26<火> AM	徳風	3/7<木> AM
逢妻	2/28<木> AM	猿渡	3/2<土> AM
高根	3/4<月> ※	さくらんぼ	3/2<土> AM
新林	2/25<月> AM	華の子	随時
八橋	2/27<水> AM		

※AMは日本語で説明、PMはポルトガル語の通訳が必要な方。

◎ 年度途中に入所される方の入所手続きの流れ

年度途中に入所を希望される方の入所手続きの流れは、17ページをご参照ください。

## ◆保育所入所申込書兼保育児童台帳の記入について

記入は、必ずボールペンで。(字の消えるボールペン不可)

鉛筆、修正テープは使用しないでください。

※「施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定(変更)申請書」の記入については、別紙の様式(いろがみ)をご覧ください。

1 「保護者」欄

住所は、アパート名、号棟数まで正確にご記入ください。

氏名には、フリガナをつけ、必ず印鑑を押してください。

2 「入所児童」欄

氏名には、フリガナをつけ、「歳」欄には平成31年4月1日現在の満年齢をご記入ください。

3 「入所児童と生計を同一にする世帯員」欄

入所を希望する児童と生計が同一である家族全員を記入してください。

祖父母と住所が同一の場合は原則として同一世帯としてご記入ください。

ただし、住所が同じでも光熱費等が別契約で生計が別の祖父母については、記入は必要ありません。

4 「職業、在学名等」欄

会社員、公務員、自営、パート、内職等あるいは学校名、保育所名、幼稚園名などをご記入ください。(平成31年4月1日現在の状況)

5 「祖父母の状況」欄

父方、母方両方の祖父母の状況を記入してください。祖父母と住所が同一の場合は原則として同居としてご記入ください。ただし、住所が同じでも、光熱費等が別契約で、生計が別の祖父母については、別居の欄にチェックしてください。

6 「別居している子」欄

入所児童以外の子が別の住所にいるなど、別居している子がいる場合は「あり」を○で囲んでください。「あり」の場合中頁3番にも記入が必要になります。

7 「きょうだい入所」欄

兄弟、姉妹のうちで平成31年4月1日時点、保育所に入所している児童がいる場合、その保育所名及び何歳児かを記入してください。

8 「平成30年1月1日の住所」「平成31年1月1日の住所」欄

現住所と異なる場合必ず記入してください。(該当の方は所得の証明が必要になります。その他の添付書類のページをお読みください。)

9 「希望園」欄

入所を希望する順位に従い希望する保育所まで番号を記入してください。

(詳細は6ページ「希望園について」参照) また、きょうだいで申込みをする場合は、「きょうだい希望欄」に番号を記入してください(詳細は6ページ「きょうだい希望について」参照)



## ◆提出していただく様式

申込時に提出していただく様式は以下のとおりです。

	様式名	対象者
1	保育所入所申込書兼保育児童台帳	すべての申込児童
2	施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定（変更）申請書	私的契約児を除くすべての申込児童
3	保育所入所調査書（※）	私的契約児を除くすべての申込児童の <b>父母</b> （該当する場合は祖父母も）
4	口座振替依頼書	すべての申込児童（子ども1人につき1部必要）
5	入所の問診票	2歳以上の申込児童
6	求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書	求職中の方
7	転入誓約書	知立市に転入予定の方
8	平成31年度私的契約児入所における承諾書	私的契約の申込児童

### （※） 保育所入所調査書は、父母とも必ず必要です！

（就労している64歳以下の同居の祖父母がいる場合、祖父母の入所調査書の提出は任意ですが、提出がないと選考時に不利となりますのでご注意ください。）

上記の様式に加え、該当する方はさらに添付書類が必要になりますので、11

ページ以降をよく確認の上、準備をお願いします。

また、申請内容の確認及び児童クラブ申請等に必要な場合がありますので保育所入所調査書は必ずコピーをとり保管してください。

◆ 証明書及び添付書類について

◎ 証明書欄の証明者及び提出書類一覧表

保育所入所調査書の就労等の状況について、それぞれの区分に応じ証明が必要になります。その際の証明者、または証明書等については、次のとおりです。

区 分	証明をしてもらうところ	提 出 書 類
外 勤	勤務先	入所調査書証明欄に証明
自 営 ・父親または母親が事業主 ・父親または母親が事業主で、そこに父親、母親が勤務している（雇用されている）場合等	組織が法人（株式会社、合資会社等）の場合 ⇒勤務先 （証明担当者は、なるべく保護者以外の方でお願いします。合わせて証明担当者の認印も押印してください。）	入所調査書証明欄に証明 （※営業していることので分かる直近の書類の写し）
	個人営業の場合 ⇒地区民生・児童委員	
内 職	請負先	入所調査書証明欄に証明
農 業	市役所担当部署（経済課）	農家基本台帳証明
職業訓練・就学	職業訓練所長等、学校長	調査書証明欄に証明・時間割表等の添付
出 産		母子手帳の写し又は医師の診断書
疾 病 等		医師の診断書又は身体障害者手帳・療育手帳 （診断書には、「保育ができない」等の記載が必要）
災 害 等	消防署・警察署	罹災証明書
育児休業中	勤務先	入所調査書、勤務先発行の育児休業の通知書 （辞令等）の写し
求 職 中		求職活動していることが分かる書類 （ハローワークカード、紹介状の写し等）

◎ その他の添付書類について

平成30年1月2日以後に他市町村から知立市へ転入された方は次の書類が必要です。

世帯類型	証 明 書 名	書 類 請 求 先
市県民税が給与から天引きされている方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度給与所得等に係る市町村民税特別徴収税額決定通知書（写）</li> <li>（ 上記書類が手もとにない場合 ）</li> <li>・平成30年度市町村民税課税証明書</li> </ul>	毎年、勤務先を通じて6月ごろ配布（再発行不可） 平成30年1月1日時点での住所地の市町村役所
市県民税を納付書等で納めている方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度市町村民税納税通知書（写）</li> <li>（ 上記書類が手もとにない場合 ）</li> <li>・平成30年度市町村民税課税証明書</li> </ul>	毎年市町村役場から6月ごろ発行（再発行不可） 平成30年1月1日時点での住所地の市町村役所
非課税の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度市町村民税非課税証明書</li> </ul>	平成30年1月1日時点での住所地の市町村役所

注）・住宅取得控除等を受けている方は、あわせて源泉徴収票等の提出をお願いする場合があります。

・父または母の課税証明書等により、控除対象配偶者であることが分かる場合は、配偶者の非課税証明書は不要です。

平成31年1月2日以後に他市町村から知立市へ転入予定の方は上記の書類に加えさらに31年度分の同様の書類が必要になります。平成31年7月上旬までに子ども課または保育所に必ず提出してください。

※海外赴任等により、平成29年1月～12月の間、日本国外での収入がある方は、平成29年中の総支給額（海外支給分と国内支給分がある場合は、国内支給分を含めた金額）を証明する書類の提出が必要です。また、平成30年1月以降、日本国外で収入のある場合、平成31年9月以降の保育料の算定に必要なため、平成30年中の総支給額を証明する書類を平成31年7月上旬までに子ども課までご提出ください。（社会保険料や生命保険料等の控除金額がある場合は記載してください。）

### ◆保育料の算定について

保育料は保護者（父母またはそのお子さんを扶養している祖父母や同居の親族など、生計の主宰者）の30年度市町村民税額を基準に、市が定める「保育所保育料徴収基準額表」に照らして階層区分を認定します。基準額表は、18ページをご参照ください。

保育料の階層区分は、

平成31年4月～8月⇒平成30年度市町村民税額

平成31年9月～平成32年3月⇒平成31年度市町村民税額

を基に算定します。

- ・毎年9月に算定替えを行い、保育料が変更となる方には通知をします。
- ・保育料の算定における市町村民税額は、原則として所得割額を指します。ただし、調整控除を除く税額控除を適用する前の金額です。
- ・原則は父母のみの市町村民税額で算定しますが、祖父母等が主な家計の主宰者である場合は、その方の税額を含めて算定される場合があります。父母に非課税収入がある場合、提出することで保育料が変更になる場合があります。
- ・なお、父母の収入が未申告の場合や、算定に必要な書類を子ども課に提出しない場合は保育料が算定できないため、児童の年齢の最高額を納めていただきます。
- ・所得の修正による税額変更や、家族構成の変更などで保護者が変更した場合は、保育料が変わる場合がありますので、必ず子ども課までご連絡ください。

## ◆保育料の徴収について

- ・保育料の納入期日は毎月25日です。口座振替による納入をお願いしております。(口座残高を確認してください。)
- ・延長保育料及び休日保育料は、翌月の25日が納期です。  
(私立の保育所の延長保育料は、各施設でお支払いいただきます。)
- ・25日が金融機関休業日となる場合は、翌営業日になります。
- ・保育所在籍中は、病気等により長期間保育所をお休みされた場合も保育料がかかります。
- ・小規模保育事業所は、事業所にお支払いいただきます。

## ◆保育料の軽減について

○児童の属する世帯が保育料算定の階層区分 B、C、D1～D5 (D5階層は、所得割の額が77,101円未満の世帯に限る) で次に該当する場合は、保育料の軽減があります。必ず添付書類と併せて申請をしてください。(私的契約児を除く)

- ・母子世帯等
- ・身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のいる世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のいる世帯
- ・特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金等の支給を受けている方のいる世帯

○多子軽減制度(私的契約児を除く。)や第3子軽減制度があります。

○婚姻歴のないひとり親家庭を対象に、申請に基づき寡婦(夫)控除のみなし適用を実施しています。申請を希望する場合は、お申し出ください。

## ◆保育料の滞納について

- 保育料の滞納は、遅延なく支払っている保護者の方や、入所できずに待機している方に対する公平性に欠け、安定した保育の運営を妨げる要因につながりますので、期限内の納付にご協力をお願いします。
- 新規入所申込みにおいて、保育料を滞納している世帯の児童については入所選考の上で不利となる場合があります。
- 保育料を滞納すると、勤務先、自宅へ連絡をすることがあります。また、事前の予告無く送迎時にお時間をいただき、お話をさせていただくことがあります。

## ◆在園中の入所要件等調査について

- 就労を入所要件としている児童の保護者等の就労状況等を確認するため、入所中、勤務先での就労証明・給与証明・所得証明・社会保険証等の写し等（源泉徴収票・確定申告書の写しなど）また、疾病による入所の場合は診断書等を提出して頂く実態調査を、保育園を通して行います。また、保育の必要性の確認のため、実態調査に合わせて支給認定の現況確認も行います。
- 子ども課より、勤務先に直接就労状況等の確認や、実地調査等を行うこともありますので、ご承知おきください。
- 家庭内で保育できることが判明した場合や、調査書の提出がなかった場合、虚偽の内容があった場合は入所要件が無いものとみなします。
- 入所要件がなくなった場合は年度途中でも退所となります。

## ◆長時間保育・延長保育について

- 認定区分ごとの保育の最長利用可能時間を越える利用の場合に延長保育料が発生します。申込みについては、保育所に直接行っていただくこととなりますので、入所が決定した後に、各保育所の入所説明会等でご案内します。

### 【保育標準時間認定の場合】

7:30			18:30		
延長保育	保育標準時間			延長保育	

### 【保育短時間認定の場合】

8:00			16:00		
延長保育	保育短時間			延長保育	

延長保育料 ・1月を単位とした場合：30分当たり 月額 500円  
・1日を単位として場合：30分当たり 日額 100円

※保育園の開所時間は園により異なります。

## ◆公立保育所における土曜日集合保育の実施について

知立市内の公立保育所に通所する場合、土曜日保育は下記のとおりです。

通所する公立保育所	土曜日保育を実施する保育所
知立保育園・上重原保育園 宝保育園・上重原西保育園	宝保育園
来迎寺保育園・逢妻保育園 八橋保育園	来迎寺保育園
知立南保育園・高根保育園 新林保育園	知立南保育園

※私立保育所、小規模保育事業所は各保育所で土曜日保育を実施します。

※公立保育所に通所する際の土曜日保育の利用申請等につきましては、各公立保育所に入所してからになります。入所前に事前に行う手続き等はありません。

## ◆休日保育について

・日曜、祝日に保護者の仕事等により家庭での保育ができない場合には、下記の要領でお子さんをお預かりしています。（弁当持参）

- |         |   |
|---------|---|
| ・保育時間   | 8:00～18:00の間で仕事に合わせて                                    |
| ・実施保育所  | 知立なかよし保育園   |
| ・利用料    | 1日1,600円（生活保護、非課税世帯は免除）                                 |
| ・申込（登録） | 子ども課、各在園先<br>（登録は年度に1度、初めて登録する際は<br>知立なかよし保育園での面接が必要です） |
| ・予約     | 知立なかよし保育園（必ず1週間前までに）                                    |

☆日曜、祝日のほか、土曜日など、お父様またはお母様の仕事が休みの場合には、ご家庭での保育をお願いしております。

## ◆障がいをもつ児童について

入所審査会により入所を判断するので、必ず保育園に入所ができるわけではありません。

## ◆知立市に転入予定の方の申込について

入所希望日の前日までに知立市に転入することが確実で、住所が確定している方は申込を受付けます。その場合、「転入誓約書」を提出していただきます。

## ◆知立なかよし保育園について

2021年度より、知立なかよし保育園は現在の保育所での保育を縮小し、0～2歳児のみを受け入れる保育所として知立駅前に移転して保育を実施する予定です。

そのため2019年度は3歳児の新規の受け入れを中止し、2020年度は3、4歳児の新規の受入を中止します。

2019年度に1,2歳児の入所申込をする場合は、2021年度は3～5歳児の受入をしないため、2020年度末までに転園や幼稚園の入園等が必要です。

## ◆逢妻保育園について

待機児童対策として現在、3～5歳児の受け入れをしている逢妻保育園は、2020年度から段階的に3～5歳児の受け入れを中止し、0～2歳児の受け入れを開始します。

## ◆その他注意事項

- ・申込み後に保育所入所申請書に記載の事項に変更があったときは、必ず保育所または子ども課に「施設型給付費・地域型保育給費等支給認定変更申請書 兼 申請内容変更届出書」を提出してください。(様式は各保育所、および子ども課にあります。)
- ・入所後の変更についても同様に子ども課または保育所に必ず事前に届出をしてください。特に支給認定に関わる変更は、保育料にも影響が出ますので、必ず変更したい月の前月末までに申請をしてください。
- ・変更届出書の提出がない場合は、変更を認めません。
  - ① 入所できる基準として届けた事項  
(例) 退職した、勤務先が変わった、勤務地が変わった、勤務時間が変わった、勤務日数が変わった、出産予定ができた、等
  - ② 住所、氏名、家族構成  
(例) 転出する、転居する、氏名が変わった、保護者が変わった、世帯構成が変わった等  
※保護者と入所児童の住民票が知立市にない場合、保育所への入所ができませんので、ご注意ください。
  - ③ 事情により退所する場合  
退所することが決まったら、なるべく早く「退所届」を提出してください。  
電話や口頭だけでは手続きできませんので、必ず保育所にご相談の上、遅くとも退所する前月末までには届出をお願いいたします。

知立市保育所

	保 育 所 名	所 在 地	電 話	保育年齢	保 育 時 間
1	知立保育園 公立	西町新川3	81-1375	生後 6ヶ月～	平日 7:30 ～ 18:00 土曜保育は宝保育園で実施
2	来迎寺保育園 公立	八橋町前畑 166	81-1374	生後 4ヶ月～	平日 7:30 ～ 19:00 土曜 7:30 ～ 19:00
3	上重原保育園 公立	上重原町蔵福寺 167	81-1376	生後 6ヶ月～	平日 7:30 ～ 18:00 土曜保育は宝保育園で実施
4	知立南保育園 公立	八ツ田町神明 35	81-4056	生後 6ヶ月～	平日 7:30 ～ 19:00 土曜 7:30 ～ 19:00
5	逢妻保育園 公立	逢妻町錦 8	82-2733	3歳～	平日 8:00 ～ 16:00 土曜保育は来迎寺保育園で実施
6	高根保育園 公立	牛田町高根 218	82-4417	生後 4ヶ月～	平日 7:30 ～ 18:00 土曜保育は知立南保育園で実施
7	新林保育園 公立	新林町新林 18-5	82-0573	生後 6ヶ月～	平日 7:30 ～ 19:00 土曜保育は知立南保育園で実施
8	八橋保育園 公立	八橋町城下 8-1	82-5612	生後 6ヶ月～	平日 7:30 ～ 18:00 土曜保育は来迎寺保育園で実施
9	宝保育園 公立	宝2丁目3番地9	82-5519	生後 4ヶ月～	平日 7:30 ～ 19:00 土曜 7:30 ～ 19:00
10	上重原西保育園 公立	上重原町城後 60-4	82-9246	生後 6ヶ月～	平日 7:30 ～ 18:00 土曜保育は宝保育園で実施
11	知立なかよし保育園 私立	南陽2丁目 60	81-4756	生後 8週間～	平日 7:00 ～ 20:00 土曜 7:00 ～ 17:00
12	徳風保育園 私立	新地町西新地 65	82-1577	生後 3ヶ月～	平日 7:00 ～ 19:00 土曜 7:00 ～ 17:00
13	猿渡保育園 私立	弘法町弘法山 4-1	81-0619	生後 3ヶ月～	平日 7:00 ～ 19:00 土曜 7:00 ～ 17:00

小規模保育事業所

	事 業 所 名	所 在 地	電 話	保育年齢	保 育 時 間
14	さくらんぼ保育園 私立	昭和 3-2-23	82-4804	生後8週間～ 3歳未満児 (4月1日現在)	平日 7:30 ～ 18:30 土曜 7:30 ～ 18:30
15	華の子保育ランド 私立	牛田町尼子田 46-5	83-2692	生後6ヶ月～ 3歳未満児 (4月1日現在)	平日 7:30 ～ 19:00 土曜 7:30 ～ 12:00

保育所の入所申請及び相談は各保育所または子ども課まで

知立市 福祉子ども部 子ども課 (E-mail : [kodomo@city.chiryu.lg.jp](mailto:kodomo@city.chiryu.lg.jp))

〒472-8666 知立市広見3丁目1番地

Tel. 0566-95-0121 (直通)

0566-83-1111 (代表) (内線221・222・227)